|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ***KMTCLINE***  KOREA MARINE TRANSPORT CO.,LTD. | 高麗海運ジャパン株式会社  ***KMTC (JAPAN) CO.,LTD*** | **東京03 (3500) 5051**  **大阪06 (6243) 1661** |

お客様各位

**出港前報告制度についてのご案内**

　　　　　　　　　　　　　　（AFS/AFAについて一部訂正のお知らせ）

拝啓　平素より弊社サービスをご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

題記の件につきまして、2014年3月10日より日本税関による日本向海上貨物の『出港前報告制度』

（日本版24時間ルール）が導入されます。下記の通りご案内申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　敬具

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

正式名称 　 ： 『出港前報告制度』(Advance Filing Rules 略称: AFR)

概要　　 　： 2012 年関税法等の法改正により、日本に寄港する船舶に積込まれる海上

コンテナ貨物の積荷情報を、船積み港（外国）を出港する24 時間前迄に

日本の税関へ電子的報告すること。(一部緩和地域が認められております)

適用開始　 ： 2014 年3 月10 日 (午前0:00に報告期限を迎える本船)

報告義務者　： 船会社又は代理店(Master B/L 情報) または　NVOCC（House B/L 情報）

報告内容　　： Shipper / Consignee / Notify Partyの名前、住所、電話番号、正式貨物名

（具体的な名称に限る）HSコード（6桁）

　　　　　　　Consignee欄 “To Order”　は、Notify Partyの詳細が明確であれば可能）

報告方法 　 ： NACCS(輸出入・港湾関連情報処理センター)を通じて税関へ電子的報告

　　　　　　　　弊社は公式プロバイダーを通じての報告となります。

罰 則 　： 報告期限を過ぎても報告が無い場合、1年以下懲役又は50万円以下罰金

【影響】

本制度実施でお客様への影響がある事項

① ﾘｰﾄﾞﾀｲﾑの長期化、CYｶｯﾄ日前倒し。

② 新たな費用の創設：AFRﾁｬｰジ（下記に詳細にてご案内）

【リスク分析】

積載され、税関に報告された貨物が(DNL＊＊HLD)のハイリスク判定を受けた場合、

船積みを止める場合がございます。＊＊DNL通知を受けた場合は船積みをお断りする

場合がございます。

【ハウスB/Lとの情報不一致について】

ハウスB/Lの未報告や報告遅延により、船卸が出来ない場合、積戻しの場合がございます。

その際の費用はハウスB/L報告者であるNVOCC様のご負担となります。

【AFR チャージ】

AFS（Advance Filling Surcharge） USD30.00 per B/L

　 AFA（Advance Filling Amendment Fee） USD40.00 per B/L

適用日 : 2014年3月1日　**(出港地の出港日)**

          適用航路 :　韓日航路以外＜――＊(変更)

          ＊ 韓国/日本航路については韓国側DCF（ドキュメンテーションフィー)の値上げで

対応するとしておりましたが、4月1日 韓国出港分より、上記のAFRチャージ

を積地側にて徴収する事となりましたので、謹んで訂正致します。

　何卒宜しくお願い致します。

以上　各々詳細につきましては、NACCS、税関H/Pをご覧ください。

以上